

## 市民自治と社会連帯を高め、新しい公共を創造する「協同労働の協同組合」

協同総合研究所 専務理事 田嶋 康利

### 1. 「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟」が発足

2008年2月20日、衆議院第一議員会館において、「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟」が、国会議員約100名の参加で発足した。議連会長には、坂口力元厚生労働大臣、会長代行には仙谷由人議員、幹事長に長勢甚遠議員が就任され、副会長には全党全会派からの就任となり、文字通りの超党派の議員連盟となった。



■ 2月20日、「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」を考える議員連盟の発会式に、77人の衆参両議院（議員本人31人）が出席。宮本みち子先生（放送大学、協同総研理事）が、「協同労働法制はなぜ必要か～若年ワーキングプアを増加させないために」と題して講演。

法制化運動は、昨年6月に前連合会長の笹森清氏（中央労福協会会長）が「『協同労働の協同組合』法制化をめざす市民会議」（以下、市民会議）の会長に就任したのを契機に、非営

利の市民事業を担う人々や、人間らしい職場・働く機会の創出を願う人々・団体の多数の結集が実現することとなった。団体請願署名運動や国会陳情行動などを進め、また全国8カ所で法制化を求める市民集会を開催し、法制化運動への参加を広く呼びかける中、農協や生協などの協同組合、自治労や日教組などの労働団体、障害者団体、NPO（や中間支援組織）、商工業者などから1万を超える団体賛同署名が寄せられている。

とりわけ、全国農業協同組合中央会からは、「『協同労働の協同組合』法制化の取り組みは、21世紀の未来を切り開く協同組合の取り組みとして大いなる期待をいただくものであります。…協同労働の協同組合は地方と中央の格差の顕在化が進む中で、農村部の女性組織による農産加工等の起業に伴う法人化など協同活動を助長し、地域を活性化させる可能性もあるものではないかと期待するところです」と熱いメッセージも寄せられている（2月28日の市民会議総会）。

市民会議の呼びかけに応え、署名運動の発起団体に加わったWNI（ワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパン）との共同の取り組みも、力強い運動へと高めるものとなった。現在、全国の運動を一過性のものとなせず、法制化後の仕事おこし支援機能も展望し、各地で地域版市民会議や協同労働のネットワークの結成を進めている。

また、地方議会においても、法制定を後押

しする「早期制定を求める意見書」が、昨年12月の埼玉県北本市に引き続き、3月には福岡県鞍手町、滋賀県高島市、千葉県我孫子市、北海道札幌市で、全会一致のもと採択された。現在、地方議会において6月議会での採択に向けた運動を進めている。

この運動を背景に、国会議員の賛同は200人を超える参加となり、その勢いを増している。法制化の取り組みは、市民会議を結成し開始してから10年の歳月を経てここまで到達した。



■ 1218人が参集した、協同労働の法制化を求める全国市民集会in横浜で、「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟」の坂口力会長より「日本を再生する大きな第一歩になる法。馬力をかけ、今国会で成立させたい」と熱く決意表明。

## 2. 「協同労働の協同組合」がめざすもの

この運動の広がり背景には、「雇う＝雇われる」というこれまでの労働関係（雇用労働）とは異なる、「新しい働き方」が大きく広がっている現実がある。わが国では、労働者協同組合（ワーカーズコープ）、ワーカーズ・コレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者

団体等で、「協同労働」という働き方を求めている団体や人々を含めると10万人以上存在すると言われ、400億円の仕事が生み出されている。各地で、介護・育児などの福祉、食・農・環境などの仕事が起こされ、障害を持つ人々や子育てを経た女性、退職・失業した中高年者、ホームレスや生活困窮者、フリーター・ニートなどと呼ばれる若者など、社会的に不利を被っている人々も多く働いている。

しかし、「協同労働の協同組合」制度を承認する他のG7各国と異なり、働く者、利用者及び支援者が協同して、新しい事業とその経営組織を生み出そうとする法制度を承認し、また振興する法の仕組みは、いまだこの日本にはない。欧州では、失業や社会的排除、貧困に苦しむ市民や仕事を求める人々にとって、仕事おこし・地域再生を図る有効な制度となっているにもかかわらずである。

「協同労働の協同組合」とは、「働く人々・市民がみんなで出資し、民主的に経営し、責任を分かち合って人と地域に役立つ仕事を起こす協同組合」である。そして、この協同組合の組合員は、3つの協同－働く者同士の協同、利用者との協同、地域との協同－を大切に、「よい仕事」と「コミットメント経営」（地域連帯の経営）を高め、「一人ひとりの成長と発達」を追求する。この考えに到達するまでに、私たち労働者協同組合（ワーカーズコープ）は前史的な取り組みを含め30年の試行錯誤と実践の努力を必要とした。

失業対策事業廃止の後处理的な公園清掃・草刈など行政の特別な配慮による仕事を中心だった前史の時期から、民間ベースで病院の清掃、メンテナンスなど建物総合管理、生協

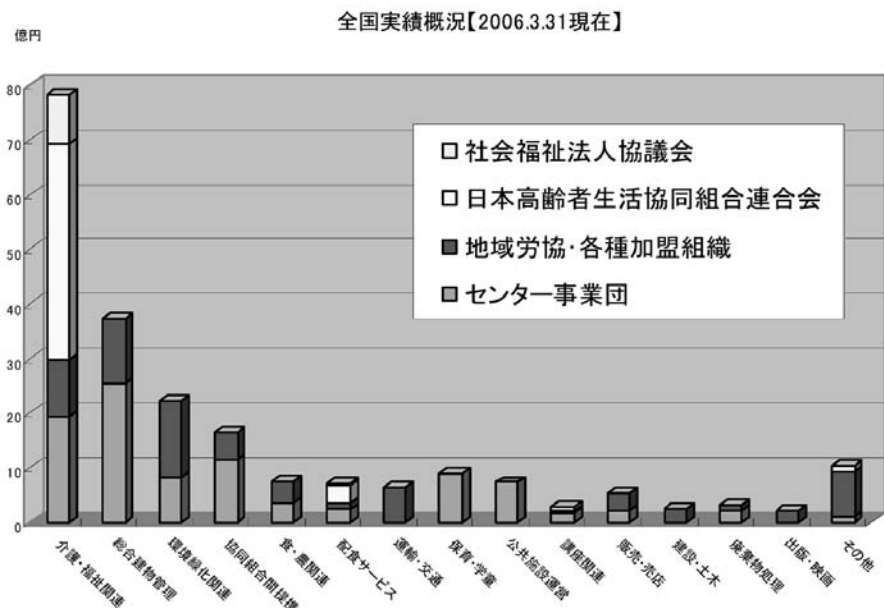
の物流センターの仕事などを経て、介護保険制度発足へ向けたヘルパー講座の連続開催（約5万人の育成）、高齢社会に向けた「高齢者協同組合」設立などに取り組み、2000年からは、介護保険制度に対応した「地域福祉事業所」を全国的に300カ所設立。

2002年頃から、指定管理者制度などによる「公共サービスの民営化」に際し、これを「市場化・営利化」するのではなく、市民・働く者が担い手となって、「社会化・市民化」し、「新しい公共を創造しよう」をスローガンに、公共の仕事への新しい挑戦を全国で開始し、今日に至っている（日本労働者協同組合連合会は、2007年度現在1万人の就労、約230億の事業高となった。現在、農協や生協と同じく、ICA（国際協同組合同盟）及びJJC（日本協同組合連絡協議会）に加盟。労働者協同組合に相応しい法人格がないため、法制化を求める

運動と同時に、労働者協同組合の多くは企業組合法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人、生協法人などの法人格を便宜的に活用し、今日に至っている。

これらの現実を踏まえ、2月に発足した議員連盟の設立趣意書には、以下のように書かれることになった。

『多様な働き方の制度整備により、誰でも人たるに値する生活を可能にしなければならない。日本においては、使用者と労働者の関係は労働基準法をはじめとする労働法令によって定められている。しかし、協同出資・協同経営によって共に働くことに対する法律は存在しない。私たちはここに議員連盟を設立し、日本においても新しい働き方が可能になるよう、法制化を含めて検討するため出発するものである。』



■ 2006年度、日本労働者協同組合連合会事業実績

### 3. グローバリゼーション・新自由主義により破壊される社会・公共・労働と、これへの対抗としての協同労働

いま、誰もが社会が重大な危機の中にあることを実感している。競争・分断・格差・貧困が激しい勢いで進行し、社会・地域の破壊、人間の破壊が当然のことであるかのごとく進められている。政治の無策・経済の行き詰まり・制度の崩壊・人心の荒廃・社会不安の高まりなど、日本社会は「希望喪失社会」となっている。このまま手をこまねいていけば、私たちは「破壊的現実」を突きつけられるだろう。

公共サービス分野においては、新自由主義・規制緩和・構造改革路線のもと、「官から

民へ」の掛け声で「理念なき」民営化が急速に進行している。この社会を人間らしいものにするために機能すべき公共が、生活保護の申請すらさせないという北九州市での事例ひとつ見てもわかるように、その役割を果たそうとすらしめない事態や、サービスが硬直的で市民の期待に応えないなど、社会を荒ませるひとつの要因にすらなっている現実が存在する。

こうした公共の民営化の流れに対抗して、私たちは「市場化・営利化ではなく市民化・社会化」の理念を掲げ、利用者や地域との協同を創り出し、雇用創出と住民参加を促す中で、地域社会の再生を目指している。

現在、学童・児童館・保育園などの子育て支援施設や、高齢者・障害者の福祉施設、コ

表 ワーカーズコープ（センター事業団）の公共部分の実績一覧

|                  |                |           |
|------------------|----------------|-----------|
| 指定管理者高齢者福祉関連     | 13施設           | } 合計 65施設 |
| 指定管理者障害者福祉関連     | 4施設            |           |
| 指定管理者公共施設運営関連    | 13施設           |           |
| 指定管理者子育て支援関連     | 35施設           |           |
| 保育園              | 3施設（内指定管理者1）   |           |
| 学童クラブ            | 37施設（内指定管理者5）  |           |
| 児童館              | 18施設（内指定管理者17） |           |
| 児童館併設学童クラブ       | 13施設（内指定管理者8）  |           |
| 児童館分室学童クラブ       | 3施設（全て指定管理者）   |           |
| 親子広場             | 5施設            |           |
| ホームサポート等家庭支援事業   | 4事業            |           |
| 介護予防総合施設         | 2施設            |           |
| 地域支援事業（2006年以降分） | 43事業           |           |
| 浴場ミニデイサービス       | 1事業            |           |
| 若者自立塾            | 1ヶ所            |           |
| 若者サポートステーション     | 5ヶ所            |           |

コミュニティセンターなど、全国各地の公共施設の運営の担い手となり（全国130箇所、うち指定管理者65施設）、市民が中心となつてのまちづくり・地域再生の拠点として、地域の課題解決に向けた取り組みを開始した（その中で、ワーカーズコープは2008年度600人以上の新規雇用創出を生み出している）。

このなかでは、食事のままならない子どもが多いという現実にはぶつかり、地域懇談会を開き、子どもたちの現実を伝え、町会や万引きに悩むスーパーの店長らも含め、地域ぐるみで「子どもたちのための炊き出し」を行った東京・福生市の児童館（昨年4月、ワーカーズコープが指定管理者）、利用者自身が地域の引きこもりの高齢者や子育てに悩む母親たちを引っ張り出す活動を始め、事業計画づくりにも参画、老人クラブの会員数も増えはじめた文京区の目白台総合センター（一昨年からワーカーズコープが指定管理者）という姿も生み出されている（詳細は、協同総研所報『協同の発見』誌第186号、2008年1月号を参照されたい）。



■ 東京・福生児童館（指定管理者）での炊き出し



■ 保育付き事業に挑戦（東久留米東部地域センター：指定管理者）

しかし、これまで行政が担ってきた公共サービスを、指定管理者などで非営利組織が担う可能性が広がっていることは、私たち労働者協同組合の活動領域や事業の広がり、一方で「安上がり」の行政の受け皿として機能する危険性を意味しているということでもある。

そこで、私たち協同総合研究所では、「新しい公共と市民自治」研究会を昨年8月より開催し、そのプロジェクト作業を通じて、「コミュニティ事業支援条例」の要綱案を作成した。この条例の目的は、地域で市民が主体となった「コミュニティ事業（公共的・社会サービスを担う非営利事業）の創造を通して、就労促進を図り、自治体がそれらを支援する」というものである。現在、協同労働の法制化運動と併せ、この条例を自治体や地方議会などに働きかけ、公共を担う労働としての質と量を維持（公正労働基準等）していこうと努めている。

#### 4. 「協同労働の協同組合」の法制化から、社会的制度に

私たちは、この「協同労働の協同組合」を法制化し、社会的制度を与えることで、働くものや市民が当事者として出資し、事業経営に参画することで、営利企業やNPO法人における労働では解決がむずかしい、また地域や社会が抱える数多くの問題を解決できる可能性があると考えている。

とりわけ、障害を持つ人びとや団体から、就労創出・仕事おこしへ期待が高まってきている。「協同労働法が制定されても障害者就労の問題が全て解決できるとは言えないが、少なくともいまよりは一步前進できるだろう」、「この法律ができてすぐに、障害者就労がワッと広がるというよりは、その一里塚ができるものと受け止めている」、「企業では、仕事に人を合わせるのか人に仕事を合わせるのかというのがあるが、当然効率性の追求という場面では仕事に人を合わせないといけない。そういう意味で、働き方の問題としては、その人の持っている力を最大限に引き出せる環境をつくった上で、その人に合わせた仕事をどんどん開拓していくという、新しい働く場をつくっていくという意味で、協同労働に期待するものは非常に大きい」などの声である（『協同の発見』誌190号、2008年5月号参照）。

この時代に求められていることは、労働の復権と市場の社会的コントロール、そして公共を市民の協同で担うことで人間的社會創造の道を鮮明にすることではないだろうか。働く者・市民を協同のルールで結び、仕事おこしの意志ある者なら誰にもその道を開くこと

を可能にする仕組み、すなわち市民自身が公共を担うことを一番やりやすくするのが協同労働であり、「協同労働の協同組合法」であると考えている。

研究者・実践者の皆様に、是非「協同労働の協同組合」法制化の運動へのご支援・ご協力をいただければと思う。

※ 日本労働者協同組合連合会、「協同労働の協同組合法」要綱案、「コミュニティ事業支援条例」要綱案などの詳細は、以下のWebサイトを参照ください。

労働者協同組合連合会

<http://www.roukyou.gr.jp>

協同総合研究所

<http://jicr.org>

協同労働法制化市民会議

<http://associated-work.jp>